

荒川区住民主体による地域介護予防活動支援事業 「地域パートナーの会」募集要項



第1章 事業の目的

荒川区（以下「区」という。）では、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように、介護保険サービスとあわせて、住民が主体となり実施する介護予防活動を支援しています。

希望する方に過不足なく必要なサービスを提供できる体制の整備を推進するため、住民主体による地域での介護予防活動を提供できる団体を募集します。

第2章 事業概要

地域住民等が主体となり、サービスを必要とする高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定・登録し、運営の経費に充てるための補助金を交付します。

1 対象となる介護予防活動

65歳以上の高齢者を対象とし、概ね週1回以上、以下の介護予防活動を実施していること。

- （1）通所：運動、食事会、手芸等の活動を定期的に行う通いの場の開催
- （2）訪問：居宅の掃除、洗濯、買い物、ごみ出し、見守りの声掛け等生活の困りごとに対する生活支援

※介護予防活動は、高齢者の自立に向けた支援活動であり、必要に応じて、地域包括支援センターやケアマネジャーと利用状況について調整する場合があります。

2 この補助金の交付を受けた団体をお願いすることは、以下のとおりです。

- （1）利用者及び団体活動者に係る傷害等補償保険に加入してください。
- （2）活動の実績報告を翌月の10日までに区へ報告してください。
- （3）関係機関との連携を図るために、活動を提供したことによる効果や利用者の感想等の情報提供について、区からの協力依頼に応じてください。

第3章 応募要件

応募の要件は、以下のとおりです。

1 団体の要件

- (1) 65歳以上の高齢者に対し、自立を支援する介護予防活動を提供する団体であること。
- (2) 構成メンバー5名以上で、その内、過半数が区民であること。
- (3) 補助金の申請時に、3～6か月以上の事業を継続している実績がある団体であること。
- (4) 概ね週1回以上の活動があること。

2 その他の要件

区が実施する「住民主体による介護予防活動支援担い手養成研修」を速やかに受講すること。

※各団体の連絡調整を担う者を含め、1名以上参加すること。

※受講修了者は、「地域パートナー」とします。

第4章 応募・選定方法

1 応募スケジュール

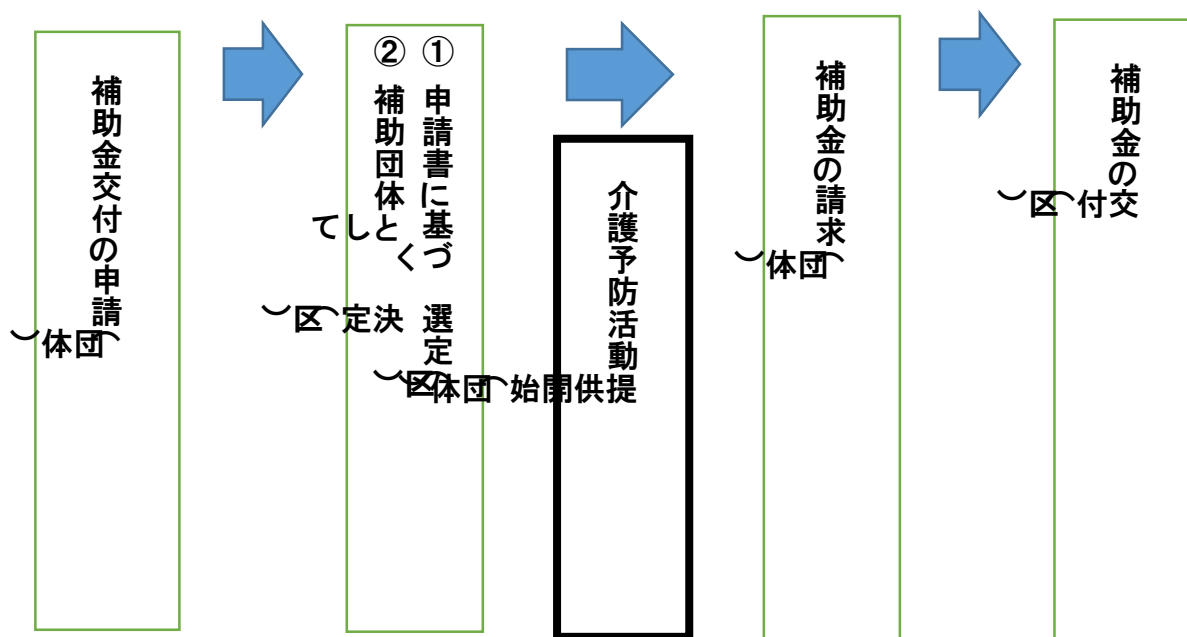
(1) 募集期間

募集は、随時とします。

(2) 補助金交付の流れ

補助金の交付の流れは下図のとおりです。

補助金の交付に係る請求等の手続については、区が補助団体として決定後、別途、文書にて通知します。



2 応募方法

(1) 応募書類

以下の書類を提出してください。

ア 補助金申請書（補助金交付要綱、第7条、第1号様式）

イ 収支予算書（補助金交付要綱、第7条、第2号様式）

ウ 団体の会則

エ 団体の活動内容を確認することができる書類

※例えば、会報・チラシ等

※有償の場合には、利用料を提示してください。

オ 団体の活動実績を確認することができる書類

カ 従事者名簿（補助金交付要綱、第7条、第3号様式）

(2) 提出方法 ※郵送不可

区役所2階 福祉部高齢者福祉課 地域包括支援係④番窓口まで、直接、提出してください。

(3) その他

提出された書類は、理由を問わず返却いたしません。

書類の作成及び提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

3 選定方法

応募書類の記載内容及び活動内容等の聞き取り（必要な場合のみ）に基づき、区が介護予防活動の提供団体として適していると判断する団体を選定します。

(1) 選定の視点

ア 介護予防活動の提供に係る予算の適正化に関する事項について

イ 提供する介護予防活動の内容の妥当性に関する事項について

ウ 募集要項で定める要件への適合性に関する事項について

エ その他、補助金の交付決定に必要な事項について

(2) 選定結果の通知

選定結果については、別途書面にて通知します。

4 選定数

予算の範囲内で決定します。

5 選定結果の公表

選定結果及び選定された団体の概要や活動実績等について、区のホームページやリーフレット等で公表いたします。



第5章 補助金の交付

1 補助金額及び対象経費

補助金額	対象経費	
月額	事務費等	人件費等
20,000 円	物品購入費、印刷費、交通費、 役務費、光熱水費、通信費等 その他、区が適当と認める経費	関係機関との調整や利用者の 調整等コーディネートにかかる 人件費等
	※活動者の報酬及び食材費、調理費等に充てることはできません。 ※他の補助制度により助成を受けている経費は対象になりません。	

2 交付額

補助団体の決定月から当該年度末までの補助対象月数を、補助金額 20,000 円に乗じた額を交付します。

3 補助申請等の手続きの内容

(1) 補助対象期間

活動の提供開始月から年度末までとします。

※原則、毎月 20 日以前に応募書類の提出があった場合は、翌月より開始、20 日以降に応募書類の提出があった場合は、翌々月より開始とします。

(2) 補助金の支払

選定後、指定の請求書に必要事項を記入の上、区に提出してください。

年度末までの費用を概算払により、指定する口座に入金します。

(3) 補助金の精算

補助対象期間終了時において、活動実績等を確定し、補助額を精算します。

補助対象期間中、何らかの理由により事業が途中で中止となった場合においても、実施月数に応じて精算します。

第6章 その他

区では、住民主体による住民のための地域における助け合いの活動を推進するための事業を実施しています。

選定された団体には、日ごろの活動や運営における課題などについての報告をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

[事務局 提出及び問い合わせ先]

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 地域包括支援係 本庁舎 2 階 ④ 番窓口

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

☎ 03-3802-3111 内線 2676

FAX 03-3802-3123